

免震材料等の製品適合確認事業 料金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本建築総合試験所（以下、「法人」という。）が定める免震材料等の製品適合確認事業業務規程（以下、「業務規程」という。）第14条に基づき、法人が実施する免震材料等の製品適合確認（以下、「免震材料等製品適合確認」という。）に係わる料金に関し、必要事項を定めるものである。

(料金)

第2条 法人は、免震材料等製品適合確認の申込を受けたとき、対象製品および対象製品を使用する物件または工事ごとに下表に掲げる額の料金の請求書を発行する。なお、料金には、報告書1部の発行費用を含む。

料金*
(()) は消費税等 10%を含む料金)
500,000 円
(550,000 円)

* 工場での製品適合確認費用（立会日数1日）を含む。なお、立会検査に関わる交通費および宿泊費は別途請求する。また、立会日数が2日以上となる場合には、2日目以降について、1日あたり120,000円（消費税等10%を含み132,000円）を加算する。

2 法人が業務規程第9条第2項に規定する時間外において立会検査を行う場合は、前項の料金以外に、必要な料金を別途算定することができる。

(追加料金)

第3条 法人は、報告書の発行に際して、申込者より報告書の追加発行、又は再発行を求められた場合、1件ごとに10,000円（消費税等10%を含み11,000円）の料金を前条の請求とは別に請求できる。

(その他の費用)

第4条 第2条及び第3条の規定にかかわらず、法人は申込者と協議のうえ必要と認められる費用を請求できる。

(料金の減額)

第5条 過去に製品適合確認の申込をしたことがある等、業務が効率的に実施できると法人が判断した場合は、第2条及び第3条にかかげる料金を減額して適用することができる。

(料金等の納入)

第6条 料金等の納入は、法人の指定する金融機関への振込によるものとする。

2 前項にかかわらず、法人が認める場合においては、申込者の要望による別の納入方法によることができる。

3 前2項において、納入に要する費用は、申込者の負担とする。

(料金等の還付)

第7条 法人は、業務規程第14条第1項の規定に基づく料金等の還付は、申込者の指定する金融機関へ振込むものとする。この場合、振込に要する費用は、法人の負担とする。